

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―三―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市上彦名字仲仕込六百三十四番一 外四十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千二百九十八立方メートル